

第十回国会 運輸委員會會議録第三十二号

昭和二十六年五月二十六日(土曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

- 委員長 前田 郁君
- 委員 大澤嘉平治君 櫻野岡田 五郎君
- 櫻野坪内 八郎君 櫻野山口シヅエ君
- 稲田 直道君 岡村利右衛門君
- 尾崎 末吉君 片岡伊三郎君
- 黒澤富次郎君 玉置 信一君
- 前田 正男君 満尾 君亮君
- 山崎 岩男君 木下 榮君
- 門司 亮君 柄澤とよ子君
- 飯田 義茂君 石野 久男君

出席國務大臣

- 運輸大臣 山崎 猛君

出席政府委員

- 運輸政務次官 關谷 勝利君
- 運輸事務官 (大臣官房長) 荒木茂久二君
- 運輸事務官 (自動車局長) 牛島 辰彌君
- 運輸事務官 (自動車局長) 齊藤 博君
- 運輸事務官 (自動車局長) 中村 豊君
- 運輸事務官 (港務局長) 黒田 静夫君
- 運輸技官 (港務局長) 佐竹 達二君
- 運輸技官 (自動車局長) 佐竹 達二君

委員外の出席者

- 専門員 岩村 勝君
- 専門員 堤 正威君

五月二十五日

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七五号)

(参議院送付)

の審査を本委員会に付託された。

第一類第十二号 運輸委員會會議録第三十二号 昭和二十六年五月二十六日

本日の會議に付した事件

道路運送法案(内閣提出第二三二号)

道路運送法施行法案(内閣提出第二三二号)

自動車抵当法案(内閣提出第二三三号)

自動車抵当法施行法案(内閣提出第一三三三号)

道路運送車両法案(内閣提出第一三三三号)

道路運送車両法施行法案(内閣提出第一三三三号)

港務法の一部を改正する法律案(坪内八郎君外五名提出、衆議院第二号)

前田委員長 これより會議を開きます。

港務法の一部を改正する法律案を議題といたします。昨日提出されております各修正案について、御質疑のある方はこれを許します。――質疑もないようであります。本案及び修正案に対する討論は通告がありませんので、これを省略するに御異議ありませんか。

前田委員長 それではさよう決定いたします。

これより港務法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず岡田君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を願います。

前田委員長 起立総員。よつて本修正案は可決いたしました。

次に玉置君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を願います。

前田委員長 起立総員。よつて本修正案は可決いたしました。

次に可決した各修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を願います。

前田委員長 起立総員。よつて修正部分を除く原案は可決いたしました。

従つて港務法の一部を改正する法律案は修正議決いたしました。

前田委員長 起立総員。よつて修正部分を除く原案は可決いたしました。

次に可決した各修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を願います。

前田委員長 起立総員。よつて本修正案は可決いたしました。

次に可決した各修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を願います。

前田委員長 起立総員。よつて修正部分を除く原案は可決いたしました。

従つて港務法の一部を改正する法律案は修正議決いたしました。

なお本案に対する委員長報告については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

前田委員長 それではさようはからいたします。

前田委員長 次に道路運送法案、同法施行法案、自動車抵当法案、同法施行法案、道路運送車両法案、同法施行法案を一括議題といたします。質疑を続けます。

齋藤博政府委員 一昨日大澤委員からの御質問に対しまして、政府として研究いたしました結果を御報告申し上げます。法人税の更正または決定の場合には、国税徴収法第三條の納付期限はどうかという御質問でございますが、財産申告書を提出した場合におきまして更正がありましたとき

は、申告税額に關します先取特権に關しましては、法人税法の第二十六條に規定するところの法定納付期限からさかのぼりまして、一箇年前に設定された抵当権が優先いたしますことになつております。更正後の追徴税額に關する先取特権につきましては、法人税法第三十三條に規定いたします納付期限、これは更正通知をいたしました日から一箇月後が納付期限になります。その納付期限からやはりさかのぼつて一箇年前に設定された抵当権が優先するということになります。従いまして申告税額と追徴税額の問題を別々にわけて、それら納付期限から一箇年前の抵当権と比較して検討するわけでございます。以上お答え申し上げます。

大澤委員 自動車抵当法第四條に対する当局の説明をただいま伺ひました。了承いたしました。

満尾委員 運輸大臣にお尋ねをいたします。道路運送法の適用方について大臣の御心境をせんたつて伺つたのであります。その後政府委員と異次の質疑を重ねました結果、再び大臣にこの法律の適用方について伺ひたいと思はばならぬことを痛感するに至つたのであります。この法律の各條章の審議をいたしましたところ、政府委員の答弁により明らかになりましたところによりますれば、この法律は現在のお国のきわめて健全なる國民的常識に照して、非常に非常識的な面を含んでるのであります。この法律は一般刑

法と違ひまして、いわゆる自然法的要素を持つてゐるものではない。いろいろと自動車運送に關する法律制度をつくりまして、人為的な規定をつくつておられる。つまり約束事をたくさんきめておられるのであるが、その約束事の運用にあつては、政府委員の説明によりますれば、相當に國民的常識に反するのであります。従つて私は、法律の運用は、どうしても國民の健全なる常識と一致した結果を得るのが最も望ましいと思つておられますので、いろいろ技術的な制約の結果、常識に反して、善良なる國民が知らないうちに法律に違反するようになつてこの運用を持つて行くことは、非常に危険であると考えますが、大臣はこの法律運用にあつて、常識的な解釈をおとりになるお考えがあるかどうか、そのことをまずお伺ひたい。

山崎國務大臣 私がお答え申し上げます。私がお答え申し上げます。その当時の民情、民度、常識の範圍内で行ななければ、法律のほんとうの効果をあげることができないということ、これはまた常識に照して考えるのであります。もちろん常識の外に出て法の運用を適用するということがあれば、迷惑するのはひとり國民ばかりではなく、運用するものも、はなはだ迷惑を生ずるわけでありまして、御説の通り法律は常識の範圍内において、常識の限度において行なうべきものであると考える次第であります。





良心に照して、経済生活に関する一般の国民の習慣が、二年や三年でそんなに簡単にかわるとお考えになつておるか、あらためて御答弁を得たい。

○山崎國務大臣 満尾委員は、私の申し述べておることを十分に御理解ができたかもしれません。資本主義あるいは共産主義、そういう主義に基く経済のあり方を論ずるのではありません。物資がはたして円滑に普遍的に行き渡つておるかどうか、需要供給の関係におけるその国の状態によつて、その状況に依つてもの判断が行われて行かなければならないという意味を申し述べたのであります。すなわち特に終戦以来、経済的に混乱をしておつた時代、しかも今日のやや秩序を保つような状態になつて来た場合、こういうような時間的変化に依つて、情勢の変化に依つて、常識の標準も変化しなければならぬという意味を、きわめて常識的に申し上げたつもりでありますから、さう御了承を願います。

○瀧尾委員 さらに私はこの法律が常識的運用によつて、生きるか死ぬるかのもう一つの要点を申し上げる。それは今回貨物運賃の現払いの制度をきめました第十條でございますが、この運賃の現払いのことを原則におきめになりました。実行は物価統制令の関係で、あと一年か二年後になるだろうが、原則はこの場合におきめになる。このことは運送事業という一つのわく内内考えてみますと、バスもハイヤーもタクシーも大体現払いであつて、トラクタ事業だけが後払いになる。それが経営上の非常な甘んになつておる実情は、私もよく承知したしておるのであ

りますが、しかし目を広く国民経済一般に転じて見ますと、わが国の商取引は必ずしも現払いではない。大部分は後払いである。後払いというものは普通の国民の常識である。ところが法律でもつて強制することがいいか悪いかというと、これは問題である。不幸にして当委員会におきましては、この点に対するところの論議があまり行われなかつた。これはやはりわれわれの議員の一人といたしまして、慎重に考えなければならぬ問題だ。これほど大きな変化を及ぼす点は、今回の法律改正中これが第一等であるかと思う。しかもこの法律のきめ方を見ますと、第十一條以下におきまして相当にいいまいなる字句、解釈のとりようによつてどうにでもなるような字句をもつて、現払いをしなくともいいという抜け道がつくつてある。その結果はどうなるかと申しますと、ある特定の人はこの抜け道で、依然として後払いの特権を持つて行き、善意の大衆だけが現払いを強制されるということになつて来る。運送事業の公平の原則というものがまったく乱れるおそれがある。従つてこの十條、十一條関係の将来の運用につきまして、当局としてはよほど御決心のほどがなければ、私は現在より悪いことになると思う。国民にこれを法律で強制するがいいか悪いか疑問がある。さらにこれを実行した面において、非常な不公平な利用者の立場というものをつくり上げるおそれがある。大臣としてこの重要な事項に關して、どういふ心境でこの法律を運用せられるつもりであるか、お伺いし

ておきたい。

○山崎國務大臣 この法律の原案ができて参りましたのは、後払いその他における弊害の面と、両方照し合せてこの原案ができたことと考えておるのであります。御説の通りもしこれによつて弊害が生ずるようでありますれば、将来において善処することにやぶさかではありません。

○瀧尾委員 それでは常識的運用という面につきまして、特に大臣にお願いしておきたいことは、「運送秩序」並びに第百一條の「有償」という字句の解釈につきまして、常識的にこれを運用するといふ大臣の今の答弁の御精神を敷衍した運賃を、下部機関に徹底せしむるようにお出しただくことをお約束願いますか、さういふ御趣旨もつともありますから、さういふにいたしたいと思ひます。

○山崎國務大臣 御趣旨もつともありますから、さういふにいたしたいと思ひます。

○瀧尾委員 私は今度の常識論の域を脱して、別なことをお伺いしたい。道路運送法の第一條に「道路運送の総合的な発達を図り」という目的を今回お入れいただいたことは、この法律を非常にりつぱにいたしたものと考へて、これに關連して一言お伺いしておきたいことは、現在資材の配給をやつておられる。ところがこの資材の配給が、見方によりましてはへんばな仕方をしておられるように思ふ向きがある。運輸大臣が、事業用といわず、自家用といわず、全体をひつくるめて、日本の陸上を走る自動車が一番うまく行くように、この総合発達といふものを考へておられる御精神はりつぱでありまして、運輸省の

設置法の中に、事業用の資材の配給についてめんどうを見るということが書いてある。ところがこの条文を讀んで、運輸省の事務官級の人たちには、自家用の資材はここに書いてないのだからめんどうをみないのだ、こういう反対解釈をしておられる向きもあるやに見受けられる。ところが日本中を走つていふ自動車の数は、実は自家用車の方がよけいある。従つて大臣がそんな自家用車のめんどうを見ないということになれば、日本中の自動車の総輸送力の過半について、めんどうを見ないことになつてしまふ。まことに運輸大臣として職責を尽されるについて、遺憾である考へるのであります。大臣は日本中の自動車全部がうまく走れるように、総合的な見地に立つてごめんどうを見ていただける御決心があるかどうか、もう一べんここで念を押しておきたい。

○前田委員 政府委員に説明してもらつて、そのあとで大臣が答辯されるのであります。

○牛島政府委員 自家用自動車に対して、資材あるいは労働物資をどういふふうにして配給するかというお話だろふと思ひますが、実際に自家用自動車局で所掌いたしております労働物資につきましては「自動車局の所掌に係る事業の財務及び業務に關すること。」と設置法ではなつております。また資材あるいは燃料、タイヤ、チューブ等につきましては、その「事業」という字が何ら制限されておらぬわけでありまして、そこに設置法の面において差があるわけでありまして、それで資材につきましては、自家用車といわず、一般事業用のものといわず、

一定の方式に従つて公正にこれを割当てていることは御承知の通りであります。それで御質問は労働物資について、たとへば炭鉱にある自家用自動車の労働員に対する労働物資を、やはり運輸省においてこれを配給すること、あるいはまた問題になりますのは、おそれ個人のお持ちになつておる自家用自動車に対して、どうするかということではないかと思ひます。炭鉱等につきましては、通産省において炭鉱に従事しているところの労働員として、事業用の労働物資を受けておるわけでありまして、一般につきましては現在政府のやり方としてはいいわけあります。

私もとしましては、実際には御承知のように自動車局におきましてお骨折申し上げておるような関係もございまして、現在の労働物資の配給のやり方といはれますれば、自動車運送事業あるいは整備業者に対する労働物資を、自動車局で配給することになつております。

○瀧尾委員 私の申し上げますのは、運輸省設置法の読み方の問題である。つまり大臣が総合的な発達を企図せられるのであれば、今の字句を例示的にお説みになるならば入る。一番目立つたものとして事業用の労働物資と書かれたものであつて、事業用云々と書いてあるのは、事業外労働物資と書いてあるのは、事業外労働物資のめんどうを見ないというように、これを制限的に書いたものと読めば、事業用のものだけに限るのであります。運輸大臣は一体運輸行政の総合的な視野を持つておるか、あるいは限定的な狭小な視野をもつて運輸省設置法

一定の方式に従つて公正にこれを割当てていることは御承知の通りであります。

それで御質問は労働物資について、たとへば炭鉱にある自家用自動車の労働員に対する労働物資を、やはり運輸省においてこれを配給すること、あるいはまた問題になりますのは、おそれ個人のお持ちになつておる自家用自動車に対して、どうするかということではないかと思ひます。炭鉱等につきましては、通産省において炭鉱に従事しているところの労働員として、事業用の労働物資を受けておるわけでありまして、一般につきましては現在政府のやり方としてはいいわけあります。

を読むのかの問題をお伺いしている。実情といたしましては、通産省あたり

にいろいろ議論がある。議論があるが、実は自家用のものは、それ／＼の

主業の方で配給を受けておるではないかという議論になります。世の中の産業は十六種類しかない。世の中の産業はもつと何百種類。何千種類とある。

特に大きな部門におきまして、商業部門のごときは全然取上げられておらぬのです。ところが日本の経済機構におきまして、配給機関というものは重要なファクターを持つておると思う。これらのものについて全然めんどうを見ていない実情であります。運輸大臣は総合的な視野から、総合的にめんどうを見る決心があるかどうかということをお伺いしたい。今の事務当局の御答辯のごとく、かように視野の狭い読み方をされることを、御是正になるお考えがあるかどうかということをお聞きたい。

○山崎國務大臣 第一条に示してあります通り、総合的な発達をはかるのでありますから、運輸大臣としては、差別なく全面的にその発達を期するということ、申し上げるまでもないのであります。ただ今日の物資供給の関係等から申せば、通産省の場合あるいは安本の関係等もありますので、それらは別の問題として、運輸大臣としては総合的な発達をはかる見地から、全面的に差別なくこれを見て行きたい、そういう方針で今後も進みたいと考えます。

○満尾委員 それでは運輸省設置法を例示的にお読みになると解釈してよろしゅうございませうか、念を押しておきます。

○山崎國務大臣 その通りであります。

○満尾委員 道路運送委員会の功罪についてお伺いしたいのであります。今日までの道路運送委員会の実績を振りかえつてみましたときに、私はいろいろ／＼な批判が世の中に出ておると思っております。従つてこのたび道路運送法の改正によりまして、委員が改選され、新しくなりますが、この問題に關して、大臣はどういうようなお考えで選任される御心境であるか伺いたいのであります。実は今回の法律によりまして、候補者二名を知事に推薦させて、その二名のうち一名を大臣が御選任になることになつておる。今までの実績に照してみますと、業者の利益代表がこの委員の中に占めておる割合が非常に高かつた。これは計算のしようにもなつておるけれども、多少の間違ひは含んでおるかも知れませんが、第一回に選任されましたときに、九十七人の委員のうちで、私の計算したところによりまして、業界と密接な関連を持つておられます者、少くとも過去においてそれと思われる委員が四十七人の多きに達しておる。ほとんど半分に近い数字を、業界関係の利益代表と目される者が占めておつた。従つてこの委員会の運用におきましては、まづたく新規のいろいろ／＼な免許の出願に對して、文句を出すという結果になりまして、特に最も著しい例は、一般貨切貨物の純粹の新規免許に對して、終戦後五年間たちまして、二十件しかまだ御承認になつておらぬのであります。私は戦後のわが国の経済の変動にかんがみまして、日本中で二十件の新規免許しか出さなかつたというこ

は、機会均等、門戸開放の精神に反しておると思ふ。これは一つに道路運送委員の選任の方針、その運用が間違つておつたと私は断言いたします。このあやまちを運輸大臣は今回の選任において繰返されるべきであります。わが国の運送事業界というものは、依然として不明朗な現段階を逸脱することができない。従つて私は今回の委員選任に關しまして、どうしてもその点につきまして大臣の慎重な御考慮を煩わしたい。特に私の申し上げることは、業者の利益代表はなくせよという意味で申し上げておるのではあります。ただ適当な比率にとどまることが必要である。半分近いということに絶対によろしくないとお考えしております。この点について大臣はどういう御心境であるか伺いたい。

○山崎國務大臣 御指摘のような実情もあるわけでございますから、慎重な考慮を払いまして、改正、同時に公平という点を特に今後においては留意して進みたい。かように考えております。

○満尾委員 この法案におきまして、委員なる者と業界との関連を遮断する規定ができております。しかし私の見るところでは、これをもつてしてはまだまだ十分でない。実はやめたあと業界にただちに復帰することを抑止することがほんとうは必要である。かような考えを持つておるのであります。第百十條において、投資をしてはいかぬとか、報酬を受けてはいかぬとか書いてある。これはあまり心配はない。まさか現職中に業者から報酬を受けられることがあろうとは思いません。むしろやめた後にその運送会社に入るつもり

で、免許をせられては困る。これらの点に一段のくふうの余地があるのではないかと。少くとも今回の委員の選任につきましては、さようなおそれのある人物は排除せられることが必要だと思ふ。

次に角度をかえまして、委員の待遇はいかにも悪い。私は運輸省当局が、どういふわけで大蔵省から必要な予算を細獲得にならないのか、今もつて了解したい。委員は非常勤になつておられます。その点はよろしい。しかし現在のよ様な委員の待遇をもつてしては、絶対に人材は得られない。のみならず、出張旅費その他におきましても非常に微々たるものである。はなはだしきは支払いが三箇月も遅延する。これは善良なる委員がその職責を完全に果たすことができない。かような無理な状態に委員を置きますことは、また外部の誘惑を誘発するおそれがある。運輸大臣としましては、ほんとうに陸運行政の明朗を期せられようとするならば、道路運送委員の待遇をうんと程度を上げていただいて、公正な職務に邁進し得るような環境をおつくりいただくことが、大臣の最も重要なお仕事の一つであるかと考える。ところが今日まで事務当局からいろいろ御説明を聞いてみますと、七百六十八万円ぐら

の予算しかとつていない。私はこれは運輸行政の一つの扇のかなめみたいな機関でありますから、この機関が公正に働ける経済的基礎をつくつてやることが、大臣のお仕事としては一番大事なことだらうとお察しするのであります。この点について、必ず委員の待遇を改善するといふ御説明をいただきたいと思ひます。

○山崎國務大臣 お説の通り委員の報酬を多くする、待遇を改善するということも、確かに委員の質を向上して行く上において、仕事の能率を上げる上において、必要な要件であるに違ひないのでありますけれども、同時にまた、そのみか目的を達するゆえんでないといふ考え方もあり得るのであります。私はあなたと今ここで議論いたすわけではありませんが、いずれにしてもそれらの委員の待遇は、ひとりこの委員ばかりでなしに、現在各省にある委員等も非常勤であるような場合においては、大体その標準限度があるような次第であります。御趣意に基いて改善をして行くことはけつこうであります。もちろん待遇をよくすることのみが、能率を上げるゆえんとは考えませんけれども、しかし待遇を悪くしておくと、決して能率を上げるゆえんではないとお考えますから、これらの改善について意を用いることには、今後も努力いたしたいと考えます。

○満尾委員 私はただいまの大臣の御答辯に對しては、不満の意を表するものであります。道路運送委員の過去の運用におきまして、最大の欠陥は業者の利益代表が多過ぎた。従つて門戸を開放する努力が足りなかつたという点が一、第二の点は、事務当局が必要な予算をとらなかつた。そのために活動が非常に不円滑になり、いろいろ／＼な判断の結果にも悪い影響があつたと思ふ。従つて委員の待遇改善ということ

は最も緊急に、最も御努力を傾倒しなければならぬ要点であると私は認識しておる。ところが大臣の御認識は、待遇を改善するだけが能ではない、ほかにもあるのだという程度に待遇問題をお

考えたいだいておつたのでは、将来の待遇改善はきわめて心細いものになるおそれがある。従つて私はあらためて大臣にもう一度、この予算の獲得について、御自身が御出馬になるだけの熱意を示してやるというお約束をいただければ非常に幸甚であります。

○山崎國務大臣 それはあなたのおつしやる通りにいたしますと申せば御満足かも知れませんけれども、これは意見の相違であります。しかしながらお説を十分に考慮の上に、参酌して善処するということをもつてお答えしたいと思いますと考えます。

○柄澤委員 この法案について大臣にお伺いをしたのでございます。終戦後運輸行政の上で大きな変革を行つたのが、国鉄のコーポレーション化であつたと思ひます。この目的としておりますことは、自由党の考へておりますいわゆる国営事業を企業体に移すという大方針であつたと思ひるのであります。それが敗戦後のあの復興をしておりませんところの国鉄の上に持込まれたということが、決してこれがすべての事情ではありませんが、今度の事件などの大なる一つの原因になつておつたということ、見のがすことのできないことだと思ひるのであります。この点今度の道路運送法案の中にもうたわれておりますように、社会的な、経済的な、諸情勢がおおむね安定したという見通しのもとに、国会では非常に論議を尽くされた形で、公述人までお呼びになつたような形で、こういう法案が審議されておりますが、根本になつております情勢の判断を誤りますと、えてしてああいうふうな災害が今後も起るのであります、この見通しにつき

まして、山崎運輸大臣は非常に良心的な誠実な大臣だということ、いろいろな委員会において私は承つておりまして、尊敬いたしております。ですから、さういふお見通しのもとに、このよりな法律がまたきよも緊急上程されようとしておりますので、大臣の御見解を承りたいと思ひます。与党の大臣にこういうことを伺ひますことはむだだと考へておりましたが、予算委員会運輸の分科会で、運輸大臣としての山崎さんが非常に良心的な発言をなすつて、今日の予算というものは非常に行き詰まつていて、近く資材等の値上げのために予算を補正しなければならぬ、暫定的な予算であるということ、これを認めるを得ないような、非常に誠実な御答辯をなすつたのを聞きまして、私は一國の責任を持つた運輸大臣としてはさうあるべきである。池田蔵相のように、何でもかでもつづつづつて、現実まで無視したような政策を押しつけて行くような態度では、とうてい責任ある、國民に信頼の置けるところの行政はやれるものではない。こういうふうにはちやうど大臣のお顔をここで拜見できましたから、この判断のもとにおやりになつていらつしやるかどうか、承つておきたいと思ひます。

いて、この法案を提出したしたのであります。もちろん満足すべき泰平の時代が今ここにきておるといふ考へは持つておりません。経済情勢は日一日、年々歳々安定の方向に進むのであり、進まなければならぬといふ考へのもとに、この法案を提出いたしました次第でございます。

○岡田(五)委員 大臣が御出馬になつておられますので、特に運輸大臣に一点簡單にお尋ね申し上げたい。第六条の自動車免許基準について、特に乗合旅客自動車の免許について、運輸大臣から御答辯を開きたいのであります。

最近バスの車体は、大臣もよく御承知のように非常に大きくなりました。最近では幅が二メートル半の大型の自動車が多数に使用されておるのであります。また自動車の発達の過程から推察いたしますと、私はますます大型の自動車が利用されることを期待いたしておるのであります。一方最近自動車事故がひんびんとして起りまして、尊い人命が多数損傷しておるのであります。そういうような自動車の車体の推移、自動車事故の現状にかんがみまして、道幅の非常に狭いところ、たとえは幅員六メートル以下の道路に、既免許の乗合自動車業者がある場合、本法の第一条の、いわゆる公正なる競争の確保、こういう文句を利用いたしましたし、新たに乗合自動車業者が事業の免許を申請いたしました場合には、これを免許しないことが最も適當であるか、これは非常に重要な事項でございますので、大臣はかような場合にどういふお考へをお持ちになつておりますか、

この機会に御所見を承りたいと思ひます。○山崎國務大臣 お答えいたします。お尋ねなことにござつとも考へるのでありませぬ。それで六メートル以下の狭隘な道路に対し、一般乗合自動車運送事業の免許申請がありましたような場合、その審査にあたりましては、その道路にすでに一般乗合自動車運送事業者があるときは、御指摘のように事故の起る心配が多分にありますので運行の安全をはかり、運賃の円滑を期すために、これらの事情を十二分に勘案いたしまして、特別に慎重な取扱いをいたしたいと思つておるのであります。

「自動車交通事業財団」の下に「及び港灣運送事業法(昭和二十六年法律第 号)による港灣運送事業財団」を加へたいのであります。

○前田委員 これにて道路運送法案外五法案の質疑は終了いたしました。委員長の手元に岡田委員より自動車抵当法施行法案に対し修正案が提出されておりますので、その趣旨説明を求めます。岡田委員。

自動車抵当法施行法案  
に対する修正案  
自動車抵当法施行法案の一部を次のように修正する。

第五條中「及び道路運送法施行法」を「道路運送法施行法」に改め、「自動車交通事業財団」の下に「及び港灣運送事業法(昭和二十六年法律第 号)による港灣運送事業財団」を加へる。

○岡田(五)委員 自動車抵当法施行法案の一部を次のように修正いたします。「道路運送法施行法」に改め、

これは港灣運送事業法審議のときに修正提出いたしました、修正削除していただいたのであります。港灣運送事業法中に自動車抵当法施行法の一部を改正する条文がありました。その当時は自動車抵当法施行法案を審議中でありましてまだ可決しておりませんでしたので、同法から関係条文を削除いたしました関係上、この自動車抵当法施行法案に先ほど申し上げたような修正案を加へたような次第であります。

○前田委員 たいまの修正案に対し御質疑はありませんか。これより討論に入ります。討論の通告がありますのでこれを許します。柄澤君。

○柄澤委員 私は日本共産党を代表いたしまして、道路運送法案を初め、陸上運輸に関する重大なる変革を伴う六法案に対し、簡単に反対の趣旨を申し上げたいと思ひます。先ほど大臣に簡単に御質問したときにも申し述べましたように、ただいまの日本の情勢下におきまして、経済情勢、政治情勢が安定したという断定的なものにこの法案が出されたということ、またたく欺瞞もはなはだしいものでございます。それは政府が現に示されておりますように、日本の危機というものを主張されまして、警察予備隊を増強されたり、あらゆるものが強化された反面におきまして、政治、経済情勢が安定しておるといふ断定的なことに伴ひまして、現実にはそれが未

端でどういふふうに行われているかと申しますれば、これは独占事業の助成であり、官僚機關のかつての独裁を強化することになり、さらに終戦以来最近になりまして露骨に示されておりますところの、平和的な中小企業がこれによつて犠牲をこうむること以外にはないのであります。現実には青森のりんごが腐つておる。炭鉱で石炭の輸送がとまつておる。魚が輸送できず、国民の口に入らずにこれがやはり腐つておる。しかもそれに参加しておる労働者諸君の生活の安定なしには、とうてい行政の円満な運営というものはできないのであります。先ほど蒲尾委員も待遇が保障されていない限り、行政面での実際の運営はできぬということを言われました。現に国鉄のあれだけの大事件が起きました原因を、与党の諸君も熱心に心配はされておりますけれども、運輸委員会の責任でないといふことが言えましようか。われわれにも責任の一端はあるのであります。この責任をわれわれは感じなければならぬのであります。

ここで加賀山総裁に涙を流しておわびさせて、それで済むと思つたならば、われわれは政治を担当する資格はないと思つてあります。これはたび／＼首を切り、修繕費を減らし、軍事輸送の貨車をふやしなから、客車の修繕をしないといふ、あの予算編成に対して与党がどれだけ協力されたかということとは、実に疑問であります。こういうふうな戦時態勢に対して、いわゆる戦争放棄をした日本が、国連協力の名のもとにあらゆる独占資本に援助をし、輸送は軍事輸送に振り向けられようとしている今日の情勢において、この法

案が施行された場合には、一体日本の国民生活はどうなるか。やはり先ほど申しましたように、港旁労働者が海の中へたたき込まれたり、労働者が責任者として法廷で調べられたり、三鷹事件で六三型があぶないと言つた労働者が死刑になつたりするのが日本の現状であります。ですから日本共産党といふたしましては、きよな法律が、経済状態が安定しているという断定のもとに今日出されることにつきましては、とうてい賛成することはできないのでございます。これをもつて簡単であります。反対の理由といたします。

○前田委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより道路運送法案、同法施行法案、自動車抵当法案、道路運送車両法案、同法施行法案について一括して採決いたします。以上の五法案を原案通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○前田委員長 起立多数。よつて道路運送法案、同法施行法案、自動車抵当法案、道路運送車両法案、同法施行法案は原案の通り可決いたしました。

次に自動車抵当法施行法案について採決いたします。まず岡田君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○前田委員長 起立多数。よつて修正案は可決いたしました。

次にただいま可決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く原案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○前田委員長 起立多数。よつて修正部分を除く原案は可決いたしました。従つて自動車抵当法施行法案は修正議決いたしました。

なお委員長報告については、委員長に御一任を願いたいと存じます。御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○前田委員長 それではさうとばかりいたします。

暫時休憩いたします。

午後零時十一分休憩

〔○休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

港灣法の一部を改正する法律案（坪内八郎君外五名提出）に関する報告書

道路運送法案（内閣提出）に関する報告書

道路運送法施行法案（内閣提出）に関する報告書

自動車抵当法案（内閣提出）に関する報告書

自動車抵当法施行法案（内閣提出）に関する報告書

道路運送車両法案（内閣提出）に関する報告書

道路運送車両法施行法案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年六月十三日印刷

昭和二十六年六月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所